

令和 2 年 6 月 12 日現在

機関番号：32649

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04252

研究課題名（和文）高齢者虐待を防止する社会的方策及び法システムに関する瑞韓台日の比較研究

研究課題名（英文）The comparative study of social strategy and law system for the prevention towards elderly abuse between Sweden, Korea, Taiwan and Japan

研究代表者

西下 彰俊（Nishishita, Akitoshi）

東京経済大学・現代法学部・教授

研究者番号：80156067

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：福祉国家の代表格の一つであるスウェーデン及び及びアジアの先進国である韓国、台湾、日本を対象に、ライフコースの最終段階で発生する高齢者虐待の現況と法的な対応策について比較研究を行った。まずはじめに、高齢者虐待の定義の確認をし、政府が把握している虐待発生件数、高齢者虐待を防止する法律システムの有無、虐待の加害者・被害者の属性、虐待調査及び虐待防止のための専門機関の有無等を調査研究した。スウェーデンにはIV0（医療・社会福祉監査局）という政府機関があり、韓国には、中央老人専門保護機関が法人委託で儲けられ、台湾には家庭暴力防止センターが各地域に設置されている。専門機関がないのは、日本だけであった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

高齢者虐待は、児童虐待やDVとともに、深刻な社会問題の一つである。被害者の人権を蹂躪する加害者の逸脱行為は、一刻も早く止めなければならない。こうした問題意識、危機感からスウェーデン、韓国、台湾、日本の高齢者虐待防止メカニズムを比較研究した。どの国も高齢者虐待人数、件数は増加の一途を辿っていること、韓国では法的強化が図られたが、抑止効果は確認できないことが明らかになった。スウェーデンは、人権国家であるが、社会サービス施設職員による虐待は減らない。台湾のホットライン113のような、通報が容易なシステム、コミュニティ全体で監視する社会的方策が必要であり、高齢者虐待の抑止になることが示唆された。

研究成果の概要（英文）：Elderly abuse is one of the serious social problems along with child abuse and domestic violence. The perpetrator's deviant behavior that violates the human rights of the victim must be stopped as soon as possible. Based on these issues and the sense of crisis, a comparative study was conducted on the mechanisms for preventing elderly abuse in Sweden, South Korea, Taiwan, and Japan. It was revealed that the number and number of cases of abuse by the elderly are increasing in all countries, and that legal restraints have been implemented in South Korea, but no deterrent effect has been confirmed. Sweden is a human rights nation, but abuse by staff of social services facilities does not diminish. It was suggested that an easy-to-report system, such as Taiwan's hotline 113, and social measures to monitor the entire community would be a deterrent to abuse of the elderly.

研究分野：高齢者福祉論 老年社会学

キーワード：高齢者 虐待 虐待防止法 被害者 加害者 ストレスマネジメント

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

筆者は、高齢者介護福祉及び高齢者の社会関係、社会参加に関する研究を 28 年前から開始した。東京都老人総合研究社会学部社会研究室に研究助手として就職したのがきっかけである。以来、高齢者が尊厳のある存在として社会的にどのように位置づけられているかについて、社会福祉学の視点及び社会学の視点から多様な研究を実施してきた。

老人福祉法で高齢者が尊厳のある存在として社会に適切に評価されているかを考える時、最も激しい形で高齢者の尊厳が阻害される場面が、高齢者虐待 (elderly abuse) である。そこでこの社会問題について自分自身のフィールドであるスウェーデン、韓国、台湾、日本を対象に、高齢者虐待の現状 (家族関係内で発生する老親虐待及び介護施設内で発生する高齢者虐待を含む) と高齢者虐待に関する法的整備が効果を発揮するかについて研究することとした。

### 2. 研究の目的

最も激しい形で高齢者の尊厳が阻害される場面が、高齢者虐待である。本研究の目的は、自分自身のフィールドであるスウェーデン、韓国、台湾、日本を対象に、家族内で発生する老親虐待及び介護施設内で発生する高齢者虐待の現状と特徴を明らかにし、高齢者虐待に関する法的基盤整備がどの程度効果を発揮しているかを明らかにするである。

### 3. 研究の方法

スウェーデン、韓国、台湾、日本の 4 か国について、各国の高齢者虐待防止機関のサイトを調べ、高齢者虐待の件数、人数を明らかにする。加えて、虐待の加害者及び被害者の性や年齢などの属性、高齢者の虐待のタイプについて調べ、過去数年の動向について明らかにする。さらに、各国の高齢者虐待防止法の有無、高齢者虐待防止のための法律の内容について調査する。このような方法により、各国の高齢者虐待防止システムの長所と問題点について明らかにする。

### 4. 研究成果

韓国では、2017 年の老人福祉法改正により、虐待行為に対する罰則を 5 年以下懲役としつつ、罰金を 5,000 万ウォン以下に変更した。高齢者虐待の発生件数に関しては、2005 年以来増加し続け、2018 年現在では、5,188 件に上っている (日本と異なり、介護施設など自宅外も含まれる)。このうち 89.0% (4,616 件) が自宅内で発生した虐待である。虐待加害者の続柄をみると、最も多いのが息子で 37.2% (2,106 件)、以下配偶者の 27.5% (1,557 件) 娘の 7.7% (436 件) と続いている。次に多いのが、自宅以外の公共の場所での虐待で 11.0% (572 件)、介護施設での虐待が 7.3% (380 件) である。日本では 2018 年現在、介護施設での虐待が 621 件、自宅での虐待が 17,249 件なので、自宅での虐待が全体の 96.5% に達している。韓国に比べて日本では介護施設で発生する虐待の比率が韓国の半分以下となっている。

タイプ別では、精神的虐待が最も多く 42.9% (3,508 件)、以下、身体的虐待の 37.3%、放任の 8.8% と続く。日本では、身体的虐待が最も多く、精神的虐待が 2 番目に多いのと対照的である。韓国の虐待の特徴は、同じ高齢者に対し高い頻度で虐待が発生し、しかも長期間虐待が継続することである。2018 年現在では、「週 1 回以上」と「1 か月に 1 回以上」の合計が、57.9% (3,008 件) となっており、しかも虐待継続期間が「1 年以上」と「5 年以上」を合わせた数字が 66.2% (3,434 件) と高率である。50 代の息子による老親虐待が執拗に繰り返し行われていたことを示唆するものである。なお、日本の高齢者虐待調査では、頻度と継続期間に関する調査項目がないために、執拗さを両国で比較することはできない。日本の 2018 年度の結果によれば、介護施設の虐待が 621 件、家族による虐待は 17,249 件である。2006 年以来、どちらも最も高い数値である。今後は、地域包括ケアシステムに基づく虐待防止の対策が課題である。

スウェーデンでは、1999 年に高齢者虐待防止法の Lex Sarah (サーラ法) 制定された。2010 年以来、児童や障がい者を含めた全ての社会サービス施設で働く職員による虐待が対象である。2015 年から、IV0 (医療・社会サービス監査局) が、全体の虐待等に関する監査及び調査を行っている。2019 年現在では、全国で 1,200 ケースの高齢者虐待に関する通報があった。IV0 では 2018 年に通報があったうち、1,170 ケースが虐待であると確定された。そのうち 411 ケースの加害者が介護施設職員やホームヘルパーであった。虐待確定数が徐々に増加しており、法的対処の強化が不可欠である。なお、家族による虐待は、監査の対象から除外されている点で問題

である。台湾では、衛生福利部が家庭暴力防治を管轄している。家庭内における高齢者虐待は、2019年現在で6,935人である。1998年に家庭暴力防治法が制定され、各地域に家庭暴力防治センターが設置されている。ホットライン113が制定され、虐待の発生抑止力となっている。ただし介護施設の高齢者虐待防止に関しては、政策の対応が遅い。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 西下彰俊	4. 巻 第8号
2. 論文標題 日本と韓国における介護保険制度および在宅高齢者に対するケアマネジメントの比較分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東京女子大学社会学年報	6. 最初と最後の頁 17-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 西下彰俊	4. 巻 36
2. 論文標題 台湾における2つの長期介護プランの展開	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代法学	6. 最初と最後の頁 217-261
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 西下彰俊	4. 巻 第34号
2. 論文標題 韓国の老人長期療養保険制度下における認知症ケアと高齢者虐待の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代法学	6. 最初と最後の頁 103-140
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 宣賢奎	4. 巻 第27巻第1号
2. 論文標題 介護サービスのエリアマーケティング手法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 介護福祉研究	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宣賢奎	4. 巻 第18号
2. 論文標題 東京圏における有料老人ホームの供給余地分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 共栄大学研究論集	6. 最初と最後の頁 1 18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件(うち招待講演 1件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 西下彰俊
2. 発表標題 日本と韓国における介護保険とケアマネジメントの比較分析
3. 学会等名 第8回日本ケアマネジメント学会(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 西下彰俊
2. 発表標題 日本と韓国の介護保険制度と在宅高齢者のケアマネジメント
3. 学会等名 東京経済大学学術フォーラム「日本と韓国における福祉サービス及びケアマネジメントの現在」
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 宣賢奎
2. 発表標題 介護サービスのエリアマーケティング手法
3. 学会等名 第27回日本介護福祉学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宣賢奎
2. 発表標題 東京圏における有料老人ホームの供給余地分析
3. 学会等名 第32回日本保健福祉学会学術集会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 宣賢奎
2. 発表標題 介護サービスのエリアマーケティング手法
3. 学会等名 東京経済大学学術フォーラム「日本と韓国における福祉サービス及びケアマネジメントの現在」
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	安達 正嗣  (ADACHI MASASHI)  (20231938)	高崎健康福祉大学・健康福祉学部・教授   (32305)	
研究 分担者	宣 賢奎  (Son Hyongyu)  (90382796)	共栄大学・国際経営学部・教授   (32420)	